

# 後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、今後見込まれる医療費などの推計を基に2年ごとに見直しされることになっています。平成24・25年度の保険料率は、平成22・23年度と比べ医療費などの増加が見込まれることから、次のように改定されます。

この改定は、後期高齢者医療制度の財政を安定的に運営するためのものですので、皆様のご理解ご協力をお願いします。

	改定後	改定前
均等割額	38,239円	36,225円
所得割額	7.29%	6.89%
限度額	550,000円	500,000円

## 低所得者に対する保険料の軽減

### ● 均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
総所得金額33万円以下の場合	9割軽減	3,823円/年
世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得が0円の場合 総所得金額が33万円を超えない世帯	8.5割軽減	5,735円/年
「総所得金額33万円+24万5千円×被保険者数(世帯主である被保険者を除く。)」以下の場合	5割軽減	19,119円/年
「総所得金額33万円+35万円×被保険者数」以下の場合	2割軽減	30,591円/年

### ● 所得割額の軽減

被保険者の前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を引いた額が58万円以下(年金収入で211万円以下)の方は、所得割額が5割軽減されます。

### ● 被扶養者の軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、被用者保険(市町村国保・国保組合は対象外です)の被扶養者であった被保険者については、所得割額がかからず均等割額が9割軽減となります。

※ 保険料額は、収入金額や世帯構成により異なります。

## 医療費の増加は保険料負担増につながります。

### 医療費適正化に向け、下記事項を心がけましょう。

#### 医療機関における 適正受診にご協力ください

現在、休日や夜間に、軽症の患者さんの救急医療への受診が増え、緊急性の高い重症の患者さんの治療に支障をきたしています。必要な方が安心して医療が受けられるように、医療機関の受診や薬局での調剤の際には、以下のことに留意しましょう。

- 休日や夜間に、救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
- 同じ病気で複数の医療機関を受診することは、控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります。
- 薬が余っているときは、医師や薬剤師に相談しましょう。
- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用も安くすみます。「ジェネリック医薬品相談カード」を医療機関や薬局に提示し、利用について相談しましょう。

お問い合わせ先

長野県後期高齢者医療広域連合 電話 026-229-5320

〒380-0935 長野市大字中御所79-5 NOSAI長野会館2階 または福祉係